立会人型電子契約システム導入・運用業務受注候補者選定審査委員会設置要領

(設置)

第1条 新発田市が調達する立会人型電子契約システム導入・運用業務の受注候補者の選 定に係る審査を厳正かつ公正に行うため、立会人型電子契約システム導入・運用業務受 注候補者審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 受注候補者を選定するための評価基準に関すること。
 - (2) 応募者及び提案書の審査に関すること。
 - (3) 受注候補者の選定に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、受注候補者の選定に関して必要なこと。

(組織)

- 第3条 委員会は委員4人で組織し、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は会務を総理し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその 職務を代理する。
- 3 委員会の委員長、副委員長及び委員は、別表に掲げる者とする。

(会議)

- 第4条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席(Webでの出席も含む。)によって成立する。
- 3 委員長が必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、委員会において知り得た情報は、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、新発田市契約検査課において行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が定める。

附則

この要領は令和6年5月21日から施行し、受注候補者の選定を公にした翌日にその効力を失う。

別表(第3条関係)

委員長	新発田市契約検査課 課長
副委員長	新発田市情報政策課 課長
委員	新発田市会計課 課長
委 員	新発田市入札監視委員会 委員